

第18回議会運営委員会記録

平成30年7月9日

【開催日】 平成30年7月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時10分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河野 朋子
委員	高松 秀樹		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	石田 隆
議事係長	中村 潤之介	庶務調査係書記	光永 直樹

【付議事項】

- 1 平成29年度市議会モニター意見の取り扱い等に関する陳情書について
・・・資料1、2

午前10時 開会

大井淳一朗委員長 皆様おはようございます。ただいまより、第18回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力ください。今回の付議事項は「平成29年度市議会モニター意見の取り扱い等に関する陳情書について」でございます。本来であれば参考人の方に来ていただいて御意見をお伺いし、意見の取扱いについてお諮りするところではございましたが、実は先日、陳情書を出された方から、この事件はそもそも、私の除斥事由に当たるのではないかといった問合せがありまして、除斥ではないのであれば書面で回答願いたいといった旨の申出があったということを知り

ました。そこで私一人で判断するのも良くないと思ひまして、皆様に急ぎよ集まっていたいただきまして、皆様の御意見をお伺いした上で回答を申し上げますように思っております。お手元にあります資料1ですが、皆様にとっては釈迦に説法でございますが地方自治法と委員会条例について、除斥に関する規定があります。資料2については、あらかじめ全国市議会議長会のほうにお伺いを立てまして、このことが除斥に当たるかどうかということで、参考意見として皆様に御提示しているところです。逐条解説も同じような形でございます。簡単に申し上げますと、結局、今回の陳情書が私の一身上の事件あるいは自己若しくはこれらの者に従事する業務に直接の利害関係のある事件に当たるのかどうかということでございます。これに当たるのであれば、それに従って、私が退席した形でやるということになりますが、そうでなければ、本来の形で進めたいと考えておりますので、皆様の御意見をお伺いしたいと思っております。中身については、皆様あらかじめお目を通していただいていると思ひますので、その辺は割愛いたしまして、皆様からの御意見をお伺いしたいと思っております。なお、全国市議会議長会の見解についてだけお読みします。お手元の資料2です。「当該議員に対して、辞職を要求する案件であれば、一身上の事件に該当すると考えるが、内容の是非があるとしても、地方自治法で認められている議会運営委員会の委員長が職責で行ったことである——協議会での対応の部分——ので、除斥案件ではない」という見解を出されております。これを受けて皆様から御意見をお伺いできればと思ひます。

河野朋子委員　まず質問ですけれど、陳情者から除斥事項に当たるのではないかと電話があったということですが、除斥事項に当たると陳情者が主張される理由というか、具体的に何か電話の中であったのかどうか伺います。

大井淳一郎委員長　この辺は事務局にあったということですので。

中村議会事務局議事係長　今お電話ということだったんですけど、実は、7月4日付けで同じ内容ですけれど文書は出ております。内容としては、今も大井委員長が申されたのとほぼ一緒なんですけれど、陳情については委員長に対してのことを言っているの、出席ができないのではないかとということで、除斥に当たるのではないかとということでした。文書も一応お読みします。陳情者の樋口晋也様から議長に対して、「平成30年5月25日の陳情書の取り扱いについて」ということで、「先日、議会事務局よりご連絡を頂いた際、担当者に口頭にてお伝えいたしました。が、正式に文書にて要請する必要を感じここに申し出ます。私、陳情者としてこの度の件につきましては、地方自治法第117条において大井委員長は私の陳情について参与することができないのではないかと考えております。そのことにつきまして正式に文書でお答えを頂きたいお願い申し上げます。以上」ということで7月4日付けで受けております。

大井淳一郎委員長　特に理由はないけれど、感覚的と言ったら怒られますけれど、私の名前も出ているしという形ですね。理由は特にないということです。

中村議会事務局議事係長　電話ではそのように申されておりました。

大井淳一郎委員長　私があんまり言うとなれなので、ほかの皆さんの御意見をお伺いします。

河野朋子委員　今の電話とその文書を聞いた限りでは、本当にこの部分が当たるのではないかと具体的な指摘が、ちょっと足りないのかなとは思いましたし、そうであればこの地方自治法第117条に照らして、そうではないということをきちんとこちらからお示しする必要があるなというふうには感じましたが、指摘自体が理由と根拠がちょっと曖昧かなという感じはしました。

笹木慶之副委員長 細かいことは別として、例のこの法律が求めている内容です。そのことが何なのかということを考えるならば、申出者の申出事件についての対応がこれには当たらないと私は思います。もう一点は、大井委員長は、委員長という立場の中でこれに対処されたということですから、個人的な問題でもないということ踏まえて、いろいろこの参考事例、解説などが出ておりますが、これに照らし合わせても何ら問題ないんではないかなと思います。

大井淳一郎委員長 そのほかの方の御意見等をお伺いしたいんですが。高松委員何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）奥委員は。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。今お二人の委員から御意見がありました。河野委員は今聞く限りでは、これは除斥ではないというふうに考えておられますね。（「はい」と呼ぶ者あり）全国市議会議長会には内容の是非があるということで、これは陳情の中でありますように、私がやった判断のことですので、その良しあしは別にしても除斥ではないという考え、見解を示されております。最新委員会条例逐条解説にありますように、このような一身上の事件等に関して、その利害関係人が関わると公正な判断が下しにくい、下してもその証明が困難、また誤解を招くおそれがあるといった事例については、確かにそのようなことが言えるかもしれませんが、そうではなく、委員長の職責で行ったことということで除斥ではないというふうなことが議長会の見解及びお二人の委員から示されました。したがって、皆様もよろしければ、今回の事件は除斥案件ではないというふうに決定をし、そのことを樋口さんに文書でもって通知をするということで、それに合わせて参考人として来ていただけるかどうかということをお伺いするということで、皆さんそれでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。では、そのようにしたいと思います。ちなみに、参考人でお呼びするに当たって、出席するかどうかということなんですけれど、一応議会基本条例では機会を与えなさいいけないということで、機会を与えてはいますので、その結果どうされるかというのは参考人の方の自由ですので、その上で、もし、

「いや出席はいいよ」ということであれば、出席されないままでこの陳情について取扱いをしていきたいと思えます。もちろん、法及び条例の趣旨にありますように、公平な判断ができないのでは元も子もありませんので、当然私もその辺は公平な判断というか委員会運営には当然努めていきますし、皆様も公平な判断をしていただければと思っております。皆さん、特にこの件についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、第18回議会運営委員会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

午前10時10分 散会

平成30年（2018年）7月9日

議会運営委員長 大井 淳一郎